



公立保育園民営化Q&A

平成28年9月

国立市子ども家庭部児童青少年課

1. 民営化について

Q 1 - 1 なぜ公立保育園を民営化するのですか？

- ▶ 公立保育園は、園児の保育園生活と子どもの健やかな成長のため、保護者の皆様や保護者会を通じて色々なご意見をお聞きしながら、園の運営を行ってきました。引き続き、より良い保育環境づくりを行ってまいります。子どもの発達課題や地域の保育園を目指すためには、更なる経費や保育士などの人材の力が必要と考えています。このことは、公立保育園だけの課題ではなく、私立保育園も含め、市全体で支援する仕組みに変えていく必要があります。そのため、これまでの4園公立保育園に民間の力をお借りし、更なる保育施策を充実していきたいと考えています。

Q 1 - 2 公立保育園を民営化することについて保護者の声を聞かないのですか？

- ▶ 公立保育園を民営化することには、今後、市の財政負担軽減からその分を保育施策のより充実に充てることが可能になること、公的保育士等が新たな保育課題の解決に取り組むことが可能となることなど、増加する保育課題にとって必要な取組と考えております。こうした民営化の必要性や市が新たに取り組むべきことや公立保育園の意義など、何も検討していない段階において、保護者をはじめ市民の皆様のご意見を伺うことはできないものと考えております。
- ▶ 5月の国立市保育審議会の答申を受けて責任のある具体的な考え方を提示しながら、保護者からのご意見を伺うよう進めております。保護者の皆様には、民営化への取組にあたり、現在の保育の維持よりも、できる限りの向上を目指すこと、また、移行時における子どもの環境変化に対する最大限の配慮を行うことなどの取組を一緒に作り上げていきたいと考えております。

Q 1 - 3 待機児童の解消や発達に課題を抱える子どもへの支援は、民営化せずとも取り組んでいくべきではないでしょうか？ 民営化しないとどうなりますか？

- 公立保育園を民営化することは、今後の市の財政負担の軽減につながりますので、その分を保育施策の更なる充実に充てることが可能になります。また、公的保育士が新たな保育課題の解決へ取り組むことが可能になります。そのため、増加する保育課題にとって必要な取組と考えています。
- 市が持っている財的資源（予算）と人的資源（職員）には限りがあります。民営化の取組がない場合には、保育施策の充実に向けた予算や人材の市負担が大きくなりますので、計画全体に影響してきます。

Q 1 - 4 民営化されても公立と私立とでは同じ保育が受けられるのですか？

- 公立保育園も私立保育園も、厚生労働省の「保育所保育指針」に基づき行われていますので、保育士の配置基準や求められる保育内容は同じものとなります。この点で保育の質が低下することはない、公立と同様の保育を私立保育園でも受けることができます。

Q 1 - 5 民営化のデメリットはないのですか？

- デメリットとなり得ることとしては、民営化の際には保育士が市の職員から社会福祉法人の職員に代わりますので、保育を受ける子どもや保護者の方への影響が考えられます。そのため、この懸念される影響が最小限となるように、引継ぎ期間を十分に設けて、移管先の社会福祉法人が民営化前の保育内容を継承していくために、三者協議会などによって保護者のご意見やご要望を伺いながら移行していきます。

Q 1-6 民営化によって保育料や入所基準などは変わるのですか？

- 認可保育園の保育料は、各ご家庭の所得に応じて決定されていますので、公立・私立を問わず、どの保育園に通っても、その保護者の支払う保育料が変わることはありません。将来、保育料が改定されることとなった場合には、全体で変更となることは可能性としてありますが、民営化を理由にその保育園の方々のみの保育料が値上がりすることはありません。
- 延長保育料については、公立保育園では統一されていますが、私立保育園では各園で時間と金額に差があります。
- 入所の基準や入所の決定方法についても、公立と私立による差はありません。

Q 1-7 移管先の事業者はどのように選ぶのですか？

- 移管する事業者の選定は、「事業者選定委員会」を設置し、当委員会において、細かい選定基準の項目を作成していきます。
- 選定方法は、民営化園の運営を希望する事業者がプレゼンテーションを行い、各委員が選定基準に基づいて点数を付け、各委員の点数を集計した結果、最も高得点であった事業者を移管先の候補とする「プロポーザル方式」により実施することとしています。
- 選定にあたっては、最低ラインを設けることが一般的です。その点数を越えなければ、市が求める保育園運営ができないということですので、最高得点の事業者でも移管することはありません。

Q 1-8 事業者の選定に保護者の意見が反映される仕組みはあるのでしょうか？

- 事業者の選定は「事業者選定委員会」を設置して選定作業を行い、「事業者選定委員会」での選定結果を受けて、市長が決定することとなりますが、「事業者選定委員会」の委員構成のうち、保護者については、オブザーバー委員として参加するほか、保護者会が推薦する学識経験者を参画させることができること。また、「事業者選定委員会」が保護者からの意見を伺う機会を設け、そこでの意見を選定委員が考慮して選定作業を行うことがガイドラインの骨子案で示されています。
- 事業者の決定後には、保護者・市・事業者が参加する三者協議会を立ち上げることとなります。三者協議会では実際に移管していく際に、子どもや保護者の負担を最小限にするためにはどのように保育を引き継ぎ移管していくことがよいかなどを話し合いにより決めていくこととなります。そのため、当然ながら、市と事業者からの参加者には、保育現場を熟知している保育士の参加は不可欠となります。これまでに行ってきた保育がどのようなものであり、どのように引き継いでいくことが最良であるかを三者が共有しながら進めていくこととなります。

Q1-9 民営化されるのはいつですか？また、何園が民営化されるのですか？

- 公募により社会福祉法人に移管する場合の移行までの期間の目安としては、対象園の決定から新たな社会福祉法人による保育サービスの開始までに2年から3年半程度の時間を要すると考えています（保育審議会答申17ページ参照）。
- 移管するまでには、対象園の決定に始まり、保護者説明会の開催、事業者公募、事業者選定委員会での選定作業、事業者の決定、三者協議会での協議、引継ぎ保育の実施を経て、移管が完了する流れとなります。この移行期間中の三者協議会における協議が円滑な移行には不可欠であると考えていますので、三者協議会には、保護者の方をはじめ、新旧の保育士も入る中で進めていくことが求められます。
- 民営化する保育園の数については、まず1園を民営化していきます。対象園は平成28年12月に決定する予定です。2園目移行については、1園目の民営化後に検証を行った上で、検討していくこととなります。
- 12月に民営化園を決定する理由は、市では平成31年度までに待機児童の解消などの保育課題に対応していく計画となっています。決定から移管までには2～3年半程度の期間と考えていますので、決定後の事業者選定や三者協議会での協議、保育の引継ぎに要する期間を考慮すると平成28年度に方針を定める必要があるからです。

Q1-10 保育の引継ぎはどのようにするのですか？

- 子どもと保護者への影響を最小限に抑え、スムーズな移行を行うため、移管前に保育内容を引き継ぐ合同保育期間を設けます。
- 合同保育は、移行前であれば、現在の公立保育園に新たな事業者の保育士（移行後に担任となる保育士が想定されます）がクラスに入って一緒に保育にあたります。移行後であれば、移管された事業者の保育の中に、これまでの公立保育園の保育士が派遣され、保育内容を引き継いでいく形となります。

Q1-11 合同保育期間はどのぐらいの期間実施するのですか？

- 合同保育期間は、他市で民営化した例を見ますと、3か月、6か月、1年など様々です。
- 国立市では、現在、保育審議会において、公立保育園民営化ガイドラインの作成の審議を行っておりますが、合同保育期間をどのぐらい確保するかについては、民営化される園の保護者の意見や実際に保育にあたっている保育士の意見も考慮していく必要があるとの意見が多くありました。このことから、ガイドラインにおいて、きっちりと期間を明記してしまうのではなく、移管する事業者が決定した後に設置する、三者協議会（保護者・市・事業者で構成）において協議し、それを受けて、市において最終決定することがガイドラインの骨子案で示されています。

2. 保育サービスについて

Q 2-1 子どもの環境の変化が心配です。民営化によって現在の保育士は変わりますか？

- 保育審議会より答申が出され、最初の1園は実績ある社会福祉法人に移管することとされました。社会福祉法人に移管されると、現在の保育士は市の職員ですので、民営化後の保育園に残ることはありません。そのため、新旧の保育士が一緒になって保育を引き継いでいく期間として合同保育期間を設け、丁寧な引継ぎを行っていくこととしています。
- 民営化された他市の例をみてみますと、嘱託員（非正規職員）として勤務していた方が、移行した園において、正規職員として雇用され、移行された保育園において引き続き勤務している場合もあります。当市においても、非正規職員が継続的に就労を希望する場合には、移管事業者に積極的な雇用を促していきます。

Q 2-2 保育園の開園時間は変わるのですか？

- 民営化にあたっては、これまでの保育内容を引き継いでいくことを基本としていますので、延長保育を含め開園時間を変える予定はありません。

Q 2-3 給食はどうなりますか？

- 保育園で提供する給食は、児童の発達段階に応じた食事の提供やアレルギーへの配慮など栄養面・安心・安全面、衛生面での質が確保される必要があります。また、食育の推進など給食の果たす役割は大きくなっています。そのため、保育園での給食については、これまでと同様に自園調理方式を引継ぎ食育を推進するとともに、食物アレルギーを持つ児童への対応を丁寧に行うことを移管の条件としていきます。

Q 2-4 現在の公立保育園の年間行事はどうなるのですか？

- 事業者募集の条件として、公立保育園でおこなってきた行事を継承することとしていく予定です。また、事業者が決定した後は、三者協議会において協議していくことができます。

3. 民営化後の対応について

Q 3-1 民営化後の市の関わりはどうなりますか？

- 引継ぎの際や移管後に課題が発生した場合には、市が積極的に調整に入り、円滑な引継ぎ、保育所運営に必要な改善や指導を行っていきます。
- 移管後についても、市は指導・監督を行っていく責務がありますし、民営化の評価を行うため、アンケートの実施や苦情への対応などに積極的に関わっていきます。
- また、市全体の保育力の向上のため、保育園職員を対象とする研修の実施などの支援を行っていきます。

Q 3-2 民営化されると保護者の意見や要望が通りにくくなることはないのでしょうか？

- 保育園に直接伝えにくいことなどは、現在でも公私に関わらず児童青少年課にてお伺いし、必要に応じて保育園に状況を確認したり、保護者のご意見を伝えたりしており、民営化後も変わることはありません。
- 公立保育園においても保護者からのご意見がすべて実現できるわけではありません。また、問題が発生した際には、市に対し速やかに連絡がなされ、市と調整のもと迅速に対応していただいております。そのため、民営化されたことにより、意見や要望が通りにくくなるということはありません。

4. 職員について

Q 4-1 これまでの公立保育園の保育士はどうなるのでしょうか？

- 公立保育園を1園民営化した場合、約15名の保育士の人材が生み出されます。民営化のタイミングで他の公立保育園で定年退職者がいる場合にはその園に異動する場合がありますが、少子化や核家族化などを背景に、貧困や虐待、ひとり親、発達の課題など子育てに課題を抱える家庭が増えている状況がありますので、必要とされる保育の充実や、子ども家庭支援センター、発達支援室といった部署において、子どもの成長を支援する業務への従事が考えられます。
- 厚生労働省の「保育所保育指針」において、保育園の役割として「保護者支援」や「地域支援」が明記されております。地域で孤立している家庭等を支援につなげていくために、「保育ソーシャルワーカー」として保育士を配置し、保育園が地域の「かかりつけ園」のような存在として、より身近な相談場所としていくことなどを庁内検討部会において議論しているところです。

Q 4-2 民営化すると職員が減って保育の質の低下につながるのではないのでしょうか？

- 保育園での保育実施にあたっては、公立・私立に関わらず、国が定める基準等により、児童の人数に応じて必要な保育士の人数が定められております。そのため、民営化によって、必要とされている保育士の人数を下回ることはありません。

Q 4-3 民営化によって保育士が研修を受ける機会が減り保育の質に影響があるのではないのでしょうか？

- 市においては、平成27年度から公立・私立の合同研修を開始し、市全体での保育力の向上を図る取組を開始しています。市全体のスキルアップのために、研修の充実を図っていきます。

Q 4-4 私立保育園の職員は一般的に年齢の若い保育士が多いと聞きますが大丈夫なのでしょうか？

- 確かに公立と私立の保育園の保育士の平均年齢を比較すると、私立保育園の保育士の平均年齢は若い状況にあります。しかしながら、「保育所保育指針」においても「保護者支援」に取り組むことが明記されており、保育園は身近な相談場所としての役割があります。そのため、公立・私立に関わらず、また、年齢に関わらず、保育士は普段の保育業務において子どもの成長に関わるなかで、保護者の子育て相談にも対応していくスキルが求められます。
- 現在、保育審議会で作成中の民営化ガイドライン（骨子案）においては、保育士全体の1/3の保育士については、6年以上の児童福祉事業の従事経験を求めることとしています。